

7/11 東京

「共謀罪」法をよう施行

犯罪の計画段階で処罰する「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ改正組織犯罪処罰法が11日、施行される。これまで犯罪を実行に移した段階で罪に問う」とを原則としてきたが、今後は対象となる277の罪で、犯罪を計画し準備を始めた段階で処罰される。

▼5面=特集、13面=耕論、37面=施行に思う

改正法では、「組織的犯罪集團」が違法行為を計画し、実行に向けた準備をした場合にグループ全体が摘発される。犯罪の種類によって5年以下の懲役・禁錮か2年以下の懲役・禁錮を科している。

国会では、捜査当局の拡

大解釈で一般市民が処罰対象になりかねない、などと野党から批判があった。法務省は6月23日に全国の地検などに適正な捜査を求める通知を送付。警察庁も同

日、都道府県警に通達を出し、適正さを確保する観点から、都道府県警本部の指揮で捜査するよう指示した。(小松隆次郎、編集委員
・吉田伸)